

## 〇いちき串木野市行政改革推進委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、いちき串木野市附属機関条例（平成17年いちき串木野市条例第15号）第3条の規定に基づき、いちき串木野市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

**第2条** 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 前項の委員については、公募によるものとすることができる。

(任期)

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

**第4条** 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会議に諮って委員長が定める。

いちき串木野市行政改革推進委員会名簿

令和7年8月6日現在

| 番号 | 氏 名                    | 団 体 名 等            |
|----|------------------------|--------------------|
| 1  | うえの<br>上野 ひろみ          | 市PTA連絡協議会          |
| 2  | うえ の まこと<br>上 野 誠      | 日本地下石油備蓄(株) 串木野事業所 |
| 3  | うえ やま まさ し<br>上 山 将 司  | いちき串木野商工会議所 青年部    |
| 4  | お ばら ふみ こ<br>小 原 文 子   | 市地域女性団体連絡協議会       |
| 5  | かみあらいそ こう じ<br>上荒磯 光 司 | いちき串木野商工会議所        |
| 6  | く き やま すみひろ<br>久木山 純広  | 市まちづくり連絡協議会        |
| 7  | すみ ひろ かず のぶ<br>住 廣 和 信 | 行政経験者              |
| 8  | たて いし おき お<br>立 石 長 男  | 南九州税理士会 伊集院支部      |
| 9  | つづみ のぶ ゆき<br>堤 信 行     | 公募委員               |
| 10 | にゅうた かず お<br>入 田 一 夫   | さつま日置農業協同組合 串木野支所  |
| 11 | は ね だ ただし<br>羽根田 正     | 串木野市漁業協同組合         |
| 12 | みつぞの けんしろう<br>満園 健士郎   | 社会福祉協議会            |
| 13 | よし だ ひろ のり<br>吉 田 博 紀  | 鹿児島銀行 串木野支店        |
| 14 | わ だ まさ こ<br>和 田 雅 子    | 公募委員               |

50音順

◆任 期 …… 2年間（令和6年7月1日～令和8年6月30日）

◆事務局 いちき串木野市 総務課行政係

|         |         |
|---------|---------|
| 課 長     | 長 畑 正 博 |
| 課 長 補 佐 | 福 丸 智 也 |
| 行 政 係 長 | 松 田 剛 志 |
| 主 任     | 良 井 洸 樹 |
| 主 事     | 室之園 怜 央 |